

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の
被ばく線量の評価状況について

2025年12月26日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

当社は、福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の被ばく線量について、「外部被ばく線量」、「内部被ばく線量」に分けて評価し、厚生労働省に定期的に報告しています。

本日、2025年11月末までの被ばく線量評価値について、厚生労働省へ報告しましたのでお知らせします。

11月に放射線業務に従事した作業者の被ばく線量評価

- ・外部被ばく線量の最大値：8.45 mSv/月
- ・内部被ばく線量：有意な値は確認されておりません

以上

<添付資料>

- ・被ばく線量の分布等について

被ばく線量の分布等について

1. 外部被ばくによる実効線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1 外部被ばく線量

区分(mSv)	R7.9月			R7.10月			R7.11月		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	1	1	0	0	0
5超え～10以下	0	46	46	0	52	52	0	31	31
1超え～5以下	8	353	361	16	501	517	9	388	397
1以下	1009	6443	7452	999	6594	7593	997	6737	7734
計	1017	6842	7859	1015	7148	8163	1006	7156	8162
最大(mSv)	1.6	9.9	9.9	4.4	10.2	10.2	1.68	8.45	8.45
平均(mSv)	0.06	0.25	0.22	0.08	0.30	0.28	0.07	0.24	0.22

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の10月末（R3.4～R7.10）と11月末（R3.4～R7.11）を表2に、年度の累積線量分布の10月末（R7.4～R7.10）と11月末（R7.4～R7.11）を表3に示す。

表2 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.10月 (2021.4～2025.10)			R3.4～R7.11月 (2021.4～2025.11)			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	1	1	0	1	1	0	0	0
50超え～75以下	0	177	177	0	185	185	0	8	8
20超え～50以下	39	1548	1587	41	1563	1604	2	15	17
10超え～20以下	82	2026	2108	85	2055	2140	3	29	32
5超え～10以下	151	1849	2000	149	1867	2016	-2	18	16
1超え～5以下	381	3000	3381	389	3020	3409	8	20	28
1以下	1420	9795	11215	1413	9870	11283	-7	75	68
計	2073	18396	20469	2077	18561	20638	4	165	169
最大(mSv)	41.12	75.82	75.82	41.67	75.91	75.91	-	-	-
平均(mSv)	2.15	5.90	5.52	2.18	5.94	5.56	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

表3 年度累積線量

区分(mSv)	R7.4～R7.10月			R7.4～R7.11月			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	254	254	0	323	323	0	69	69
5超え～10以下	5	532	537	13	607	620	8	75	83
1超え～5以下	107	1555	1662	118	1715	1833	11	160	171
1以下	1263	6767	8030	1256	6770	8026	-7	3	-4
計	1375	9108	10483	1387	9415	10802	12	307	319
最大(mSv)	7.9	19.8	19.8	8.32	19.8	19.8	-	-	-
平均(mSv)	0.28	1.30	1.17	0.33	1.44	1.30	-	-	-

※ A P D 値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

特定高線量作業従事者※1の累積線量分布を表4に示す。

表4 累積線量（特定高線量作業従事者）

区分(mSv)	H23.3月～H27.9月
100超え	1
75超え～100以下	191
50超え～75以下	233
20超え～50以下	267
10超え～20以下	186
5超え～10以下	129
1超え～5以下	145
1以下	51
計	1203
最大(mSv)	102.69
平均(mSv)	36.49

(H27.10月より特定高線量作業従事者としての届出は実施していないため、H27.9月までの表として記載)

※1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第7条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1mSvを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※2 特定高線量作業従事者の人数は、H23.3月～H27.9月の間で、過去に1度でも特定高線量作業従事者に届出したことのある者である。

※3 A P D 値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※4 H23.3月～H27.9月の累計の最大値（100超え）は、H25.7月に実施したH23.3月の内部被ばく線量を見直したことに伴うものである。

4. 等価線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の等価線量(皮膚)分布を表5に、等価線量(水晶体)分布を表6に示す。

表5 皮膚

区分(mSv)	R7.9月			R7.10月			R7.11月		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	6	6	0	4	4	0	0	0
5超え～10以下	0	59	59	0	73	73	0	31	31
1超え～5以下	13	425	438	17	579	596	8	445	453
1以下	1004	6352	7356	998	6492	7490	998	6680	7678
計	1017	6842	7859	1015	7148	8163	1006	7156	8162
最大(mSv)	4.3	16.2	16.2	4.4	14.2	14.2	1.68	8.45	8.45
平均(mSv)	0.07	0.30	0.27	0.08	0.36	0.33	0.07	0.26	0.23

※APD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表6 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.9月			R7.10月			R7.11月		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	2	2	0	3	3	0	0	0
5超え～10以下	0	51	51	0	66	66	0	31	31
1超え～5以下	8	366	374	17	513	530	8	445	453
1以下	1009	6423	7432	998	6566	7564	998	6680	7678
計	1017	6842	7859	1015	7148	8163	1006	7156	8162
最大(mSv)	1.6	10.7	10.7	4.4	11.1	11.1	1.68	8.45	8.45
平均(mSv)	0.06	0.26	0.24	0.08	0.33	0.30	0.07	0.26	0.23

※APD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、

100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。なお、令和3年4月1日以前の眼の水晶体の等価線量限度は150mSv/年（緊急被ばく限度300mSv）である。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。

ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。（R3.4月より）

5. 等価線量の累積値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の10月末（R7.4～R7.10）と11月末（R7.4～R7.11）の等価線量（皮膚）の年度累積分布の比較を表7に、10月末（R7.4～R7.10）と11月末（R7.4～R7.11）の等価線量（水晶体）の年度累積分布を表8に示す。

また、令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の10月末（R3.4～R7.10）と11月末（R3.4～R7.11）を表9に示す。

表7 皮膚

区分(mSv)	R7.4～R7.10月			R7.4～R7.11月			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	1	1	0	1	1
50超え～75以下	0	4	4	0	3	3	0	-1	-1
20超え～50以下	0	19	19	0	21	21	0	2	2
10超え～20以下	0	345	345	0	419	419	0	74	74
5超え～10以下	8	590	598	15	667	682	7	77	84
1超え～5以下	107	1555	1662	118	1689	1807	11	134	145
1以下	1260	6595	7855	1254	6615	7869	-6	20	14
計	1375	9108	10483	1387	9415	10802	12	307	319
最大(mSv)	7.9	74.0	74.0	8.80	76.33	76.33	-	-	-
平均(mSv)	0.30	1.58	1.41	0.34	1.72	1.54	-	-	-

※APD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表8 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.4～R7.10月			R7.4～R7.11月			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	303	303	0	364	364	0	61	61
5超え～10以下	5	530	535	13	626	639	8	96	104
1超え～5以下	107	1549	1656	118	1716	1834	11	167	178
1以下	1263	6726	7989	1256	6709	7965	-7	-17	-24
計	1375	9108	10483	1387	9415	10802	12	307	319
最大(mSv)	7.9	16.9	16.9	8.80	16.9	16.9	-	-	-
平均(mSv)	0.28	1.40	1.25	0.33	1.54	1.39	-	-	-

※APD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、

100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。

ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。

表9 眼の水晶体 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.10月 (2021.4～2025.10)			R3.4～R7.11月 (2021.4～2025.11)			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	4	4	0	6	6	0	2	2
50超え～75以下	0	225	225	0	236	236	0	11	11
20超え～50以下	42	1625	1667	44	1643	1687	2	18	20
10超え～20以下	81	2043	2124	82	2064	2146	1	21	22
5超え～10以下	152	1770	1922	153	1790	1943	1	20	21
1超え～5以下	385	2976	3361	392	2992	3384	7	16	23
1以下	1413	9753	11166	1406	9830	11236	-7	77	70
計	2073	18396	20469	2077	18561	20638	4	165	169
最大(mSv)	41.12	77.70	77.70	41.76	78.29	78.29	-	-	-
平均(mSv)	2.18	6.21	5.80	2.21	6.25	5.85	-	-	-

※APD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、

100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。

ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。

以 上